

日本古代・中世移行期における国家研究の現状

有 富 純 也

一

二十一世紀に入つてすぐ、日本古代史研究を牽引する大津透氏は、「全体的な議論が乏しい」と指摘し、日本古代史研究が個別分散的になっていることに警鐘を鳴らしました¹⁾。以下本稿で示す通り、その後も刮目すべき研究は数多く公表されましたが、「全体的な議論」、特に古代国家を大上段に論じる研究は、さほどありませんでした。その点で、大津氏の指摘は的を射たものでした。

しかし、二〇一九年に開かれた歴史科学協議会第五三回大会の第二日目において、「国家と個人・地域の歴史的諸相」というテーマのもと、日本古代史研究者である関根淳氏が「日本古代国家論の研究潮流」と題した報告をされました。その報告をもとに、『歴史評論』八四二号に同じタイトルで、関根氏は論考を發表しております（以下、関根a論文²⁾）。関根氏は、戦後から現在に至るまでの古代国家論の研究動向を紹介し、その問題点や、今後の研究の指針について述べておられます。その後さらに関根氏は、「中世移行期の国家論」と題する論考を發表しました（以下、関根b論文³⁾）。それまで、古代政治史研究者として一定

の評価を得ていた関根氏でしたが、古代国家論について研究を広げてきたようにもみえます。私も日本古代史の研究者として、国家論に少なからず興味を持ち、後述するように拙い論考を發表していましたが、関根氏の最新の研究には注目しております⁴⁾。

しかしながら同時に、関根氏の研究動向の紹介について、多くの部分で納得することができず、特に古代・中世移行期における国家論研究の評価は、首をかしげざるをえないものでした。そこで、関根氏の研究に触発された本稿において、あらためて古代・中世移行期における国家論の研究史を整理してみたいと思います。

二

関根氏はa論文において、古代・中世移行期の国家論を論じるに際して、大津透氏の後期律令国家論⁵⁾と、吉川真司氏の初期権門体制論⁶⁾を取り上げます。この二つの学説を両氏が提唱する以前に主流であった、王朝国家体制論を乗り越えようとする学説として取り上げていることは、確かに必要なことですが、関根氏の研究史整理は正しいと思います。しかしながら関根氏は、後期律令国家論と初期権門体制論が発表さ

れて以後、「これらの議論が発展しているとは言えない」「中世移行期の国家論についても、議論は立ち消えとなっている」(三七頁)と述べ、その後の研究にまったく触れていません。果たして、その後の研究は存在しない、あるいは、触れる必要がないほどのものなのでしょうか。なるほど2つの学説に対し、積極的かつ明確に賛同を表明している研究者は、それほどいないかもしれません。しかしながら、批判的な意見を述べる研究者は、少なからず存在します。特に後期律令国家論への批判は、傾聴に値するものも多いと思います。以下、大津氏が明確に後期律令国家論を打ち出した一九九〇年代まで戻り、研究史を概観してみましよう。⁽⁸⁾

まず、著名なものとして、中込律子氏の論文が後期律令国家論批判として重要です。⁽⁹⁾中込氏は、大津氏の研究を「狭義の国家財政論」であることを喝破し、言わば太政官財政以外の部分の財政論の必要性を説きます。⁽¹⁰⁾これに対し大津氏は、二〇〇六年に「中世的な分散的・家産制的財政構造を遡って考えるという視点からすれば当然の批判かもしれないが、しかし中世の国家財政なるものは、研究がほとんどないのでどう考えるべきかがそもその問題であり、「広義の」でよいのかも議論の対象だろう」(二〇四〜二〇五頁)と述べているのも注目すべきでしょう。⁽¹¹⁾

その後の研究のなかで、佐藤全敏氏の研究はとりわけ重要です。佐藤氏は、一九九九年の日本史研究会の大会報告のコメントにおいて、「律令制」という概念を根本から洗い直し、定義することから出発します。

その定義をもとに、十世紀後半の国家のあり方を、「律令制」とは異なる国家であることを述べ、後期律令国家論を根底的に批判します。またこの大会報告の議論上、王朝国家体制論や初期権門政治論に関する違和感も表明されました(五九〜六〇頁)。佐藤氏の論文は、古代・中世移行期の国家論を検討するうえで、最も重要な論文といえるでしょう。なお後期律令国家論に対する直接的な批判ではないにしろ、佐藤氏は、その四年後に日本史研究会の大会報告を担当し、天皇に貢納される贄や、天皇の食事の変化から、九・十世紀の交を大きな画期としました。⁽¹⁴⁾また、近年も歴史学研究会の大会報告を担当し、藏人を中心とした実証をもとに、古代・中世移行期の国家についても重要な発言をされています。⁽¹⁵⁾

少し先を急いでしまいました。後期律令国家論に対して明確な批判をする研究者だけではなく、古代・中世移行期の国家について重要な研究を公表する研究者も多くいらっしゃいます。ここで、佐藤泰弘氏の研究を取り上げましょう。大津氏が後期律令国家論を提唱した論文を発表した『日本史研究』三三九号に、佐藤泰弘氏は論考を発表していました。⁽¹⁶⁾その論文も含め、二〇〇一年に大著『日本中世の黎明』を上梓します。⁽¹⁷⁾この著書も、古代・中世移行期の国家論を考えるうえで、必ず参照されるべき著書だと思います。簡単にはまとめきれないものですが、佐藤氏も大津氏や吉川氏と同様、十世紀前半を画期としなもの、中央政府における政策からその変化を論じる大津氏とは異なり、あるいは、(二〇〇一年の段階では)地方支配のあり方については

とんど論及していなかった吉川氏とも異なり、主に収取制度と輸納制度の再編過程を検討した佐藤氏の研究は、受領の主体性をより重視する点に特徴があります。つまり佐藤氏は、大津・吉川両氏とは異なる、独自の国家像を描いていることは間違いありません。ただし、佐藤氏は十世紀末期以降を中世と考えており、どちらかと言えば、吉川氏の見解に近いのかもしれませんが。なお贅言ですが、当該書の序論「移行期としての平安時代」の研究史整理はきわめて秀逸で、戦後歴史学の平安時代史研究が総括されていると言っても過言ではないと私は思っています。

二〇〇二年、吉川氏は自説を補強すべく、「平安京」(吉川 a 論文)、「院宮王臣家」(吉川 b 論文)を発表します¹⁸。特に b 論文で吉川氏は、それまで通説と異なり、院宮王臣家が荘園(勅旨田・賜田・諸司田)を多く集積しており、これが彼らの有力な財源になっていることを述べています。また、九世紀における院宮王臣家と富豪層との結合が九世紀末・十世紀初の国制改革によって遮断されたとする旧来の見解に対して、異を唱えていることも重要です。総じて氏は、「天皇・太政官―国郡司―公民」という構造をもつ律令体制は、「院宮王臣家・諸司―富豪層―(非公民)」という関係に置換されていった(a 論文、九四頁)と述べます。ただし、当該期が単純な構造ではないことを吉川氏は熟知しており、続けて「しかし、院宮王臣家は封戸という莫大な収入を手放さず、「院宮王臣家―国司」という関係もいぜん重要であった」(a 論文、九四頁)と述べていることにも、注意を払う必要があります。

二〇〇六年になり、大津透氏が古代・中世移行期の国家論についての研究史整理を発表します¹⁹。先述した中込氏らへの反批判も含めて、ここではいくつかの論点について言及しており、後学にとってきわめて有難い論考と言えます。まず王朝国家体制論について、大津氏は坂本氏の研究に一定の留保を付けつつも「体系的な国家論を提唱した意義は大きい」(二〇三頁)と述べており、坂本氏の研究に親和的であることを表明しています。私なりに解釈すれば、王朝国家体制論と後期律令国家論とは画期とする時期は違えども、その前後の国家のあり方については、さほど意見が異なっていない、と読み取れると考えられます²⁰。その一方で大津氏は、吉川氏の初期権門体制論について「権力の分散化が進む初期封建国家」ととらえ、「受領の支配と中央政府の委任という王朝国家論の本質的論点をふまえれば、より集権的性格を考えるべきである」(一一一頁)と述べ、自説を強調しているように思えます。

手前味噌で恐縮ですが、私も二〇〇九年に小著『日本古代国家と支配理念』を上梓しました²¹。そこでは古代・中世移行期の国家について大きく二つの論点を提示したつもりでした。すなわち、十世紀前半に変化する制度やあり方がある一方で、十世紀半ばに変化する制度やあり方もあり、一概に決められないこと、十世紀半ば以降の国家は、平常時の朝廷は地方政治を受領に委任しているが、疫病など危機的な状況におちいると、朝廷がかつての律令国家のあり方を思い起こして対応策を取るようになること、です。前者は至極当然のことなのですが、

画期に強いこだわりを持つ研究者が多くいらっしやいますので、敢えてここでも触れました。

二〇一〇年に出版された上島亨氏の名著『日本中世社会の形成と王権』も、中世成初期の国家論を検討するに際して、取り上げる必要があるでしょう。²²⁾ 日本中世の全体をカバーしていると言っても過言ではない「全体史」を、²³⁾ここで論評することはとうてい不可能です。そこで、古代・中世移行期についてのみに目を向けると、十世紀後半以降を中世成立の画期と認める吉川説に近いこと、その理由として中世王権の創出と中世宗教秩序の形成があげられるということ、この二点が注目されます。上島氏の著書が学界に全て受け入れられているわけではなく、特に、厳しい批判も佐藤泰弘氏によって提示されています。²⁴⁾ このことは、平安時代史研究の議論が進展していることを表していると思えます。

関根氏によれば、一九九〇年代以降、王朝国家体制論からの研究が無かったようにも読めますが、近年における、下向井龍彦氏の精力的な反論も、無視してはならないでしょう。²⁵⁾ 下向井氏は、新出史料である『小野宮年中行事裏書』を利用して、齋院禊祭料の調達のある方を再検討することで大津説を批判し、九・一〇世紀の交が画期であるというこれまでの王朝国家体制論の見解を堅持しています。さらに近年下向井氏は、財政構造改革の画期Ⅱ一〇世紀後半か九世紀末―一〇世紀初頭か、という議論に決着がついたとし、いわば「勝利宣言」をしていることは、非常に興味深いことと思えます。²⁶⁾ なお下向井氏は、財政

改革に関してのみ「決着」が着いたと考えているのかもしれませんが、全体的には、王朝国家体制論の重要な前提である、体制転換が十世紀初頭の「国制改革」によって行われたとする見解を批判した吉川b論文に応答しなければ、「決着」には至らないと考えます。

三

ここまで、後期律令国家論と初期権門体制論が発表されて以後の、古代・中世移行期の国家史研究について述べてきました。²⁶⁾ あるいは私自身も勉強不足で、触れるべきにもかかわらず触れなかった研究もあるかもしれません。独自の路線を邁進する佐々木宗雄氏の研究を、²⁷⁾どこに位置付ければ良いか、私にはわかりませんでした。²⁸⁾ また、渡辺誠氏²⁹⁾、三谷芳幸氏³⁰⁾などの研究も、国家史研究のなかに含めるべきだったかもしれません。撰関期について触れているものの、院政期研究が中心であると私が判断したものについても、触れませんでした。もし失礼があれば、先学および読者にお詫びしたいと思います。

ともあれ、ここまでの本稿を、平安時代研究にほとんど関わらない方が読んだとき、八・九世紀の研究や、あるいは中世史以降の研究に比べれば、その研究が少ないという印象を持たれる方もいるかもしれません。ですが同時に了解していただけるように、大津・吉川両氏の学説提示のあとも、古代・中世移行期の国家史研究は、批判やその応答もあり、進展していないわけではないことは確実です。関根氏の「これらの議論が発展しているとは言えない」という言は、誤解を讀者に

与えてしまうのではないのでしょうか。なお、院政期を中心として中世の国家史研究についても、関根氏はa・b論文で触れる必要があるにもかかわらず触れていないものが少なからずあるように思いますが、私は院政期の実証論文を書いたことがないので、ここで何かを記すことは控えたいと思います。

関根氏の最新の研究に触発され、古代・中世国家移行期の研究史を整理してきました。私自身、様々な誤解があるかもしれませんし、そもそも、古代・中世国家移行期の研究史整理のような本稿を書くこと自体、私が適任ではないことも自覚しています。ともあれ、学部生や院生などの若い研究者が、本稿で取り上げた、優れた論文や著作を一つでも手に取ってくれたなら、私は本望です。

- (1) 大津透「編集後記」(『東京大学日本史学研究室紀要』五、二〇〇一年)など参照。この点については、拙稿「日本古代史研究と大きな物語」の終焉(成蹊大学文学部学会編『人文学の沃野』風間書房、二〇一七年)でも触れました。
- (2) 関根淳「日本古代国家論の研究潮流」(『歴史評論』八四二、二〇二〇年)。
- (3) 関根淳「中世移行期の国家論」(木本好信編『古代史論聚』岩田書院、二〇二〇年)。
- (4) 関根a論文における、特に考古学研究的進展に関する知見は、筆者が近年の研究動向を追いかけていなかったこともあり、新たに勉強をする必要性を喚起してもらいました。

- (5) 大津透「平安時代収取制度の研究」(『日本史研究』三三九、一九九〇年)のちに「律令国家支配構造の研究」(岩波書店、一九九三年)。
- (6) 吉川真司「天皇家と藤原氏」(『岩波講座日本通史』5 古代5) 岩波書店、一九九五年)。のちに「摂関政治の転成」として同「律令官僚制の研究」(塙書房、一九九八年)。

(7) 関根b論文では、その後の研究についても触れており、a・b論文は首尾一貫しているとは言えません。ただ、好意的に解釈すれば、この2つの学説を超えた研究は存在しない、と考えているのかもしれませんが、以下本文で記す通り、そのようなこともありません。

- (8) なお、一九九〇年代半ばまでの研究史整理として、下向井龍彦「平安時代史研究の新潮流をめぐって」(『日本古代・中世史 研究と資料』一五、一九九七年)があり、非常に参考になります。

(9) 中込律子「摂関・院政期の国家財政をどうとらえるか」(『歴史評論』五二五、一九九四年)。のちに「国家財政史研究における二つの視角」として同「平安時代の税財政構造と受領」(校倉書房、二〇一三年)。

- (10) この中込氏の研究に対しては吉川真司氏が賛同しています。吉川真司注(6) 論文、四二二頁参照。

(11) 大津透「平安中後期の国家論のために」(『日本歴史』七〇〇、二〇〇六年)のちに同「日本古代史を学ぶ」(岩波書店、二〇〇九年)。

- (12) なお一九九六年、王朝国家体制論の主導的役割を担っていた坂本賞三氏が後期律令国家論に対して批判を述べています(『基準国図について』『古代文化』四八―四、一九九六年)。大津氏を名指してはいないものの、坂本氏は「後期律令国家説は、いつごろまでを後期律令国家と考え、どのようにして中世に移行して行ったのか、もっと具体的に説明していただきたいと思う」(四八頁)と述べています。大津氏は一九九三年の著書(注5書)で具体的に説明しているので、この坂本氏の言はやや不審なのですが、ともあれ、坂本氏による大津氏の研究への反論として、ここでも取り上げる必要があるでしょう。

- (13) 佐藤全敏「撰関期と律令制」(『日本史研究』四五二、二〇〇〇年)。

(14) 佐藤全敏「古代天皇の食事と賛」(『日本史研究』五〇一、二〇〇四年)。のちに同「平安時代の天皇と官僚制」(東京大学出版会、二〇〇八年)。なお佐藤氏は著書のなかで、「この時代に「権門体制」の語を冠することは避けたいと思う」と述べ(三九九頁)、初期権門体制論にも賛同していないように読み取れます。

(15) 佐藤全敏「藏人所の成立と展開」(『歴史学研究』九三七、二〇一五年)。

(16) 佐藤泰弘「徴税制度の再編」(『日本史研究』三三九、一九九〇年)。

(17) 佐藤泰弘「日本中世の黎明」(京都大学学術出版会、二〇〇一年)。

(18) 吉川真司編『日本の時代史5 平安京』(吉川弘文館、二〇〇二年)。

(19) 大津注(11) 論文。

(20) さらに二〇一五年、大津氏が講座論文において、「二つの画期が認められる」
「一つは、九世紀後半から一〇世紀初頭」もう一つは(中略)「一〇世紀後半」
(六一〜六二頁)と述べていることは、史学史としても興味深いと考えます。
大津透「財政の再編と官廷社会」(『岩波講座日本歴史5 古代5』岩波書店、二〇一五年)。この点、注(24)も参照。

(21) 有富純也『日本古代国家と支配理念』(東京大学出版会、二〇〇九年)。

(22) 上島亨『日本中世社会の形成と王権』(名古屋大学出版会、二〇一〇年)。

(23) 佐藤泰弘「反転する平安時代史」(『古代文化』六五一、二〇一三年)。なお、一口に王朝国家体制論に批判的な論者、つまり十世紀半ばを画期とする論者と言っても、上島氏、大津氏、吉川氏、佐藤泰弘氏で、微妙に画期とする時期が異なっていることは、認識しておく必要があります。上島氏は、天慶の乱を画期とし、大津・吉川両氏は天曆年間を画期とします。さらに下るのは佐藤泰弘氏で、十世紀末期を画期としています。

(24) 下向井龍彦 a 「撰関期の齋院禊祭料と王朝国家の財政構造」(『九州史学』一五六、二〇一〇年)。同 b 「王朝国家財政構造への転換と齋院禊祭料の諸段階」(『史人』七、二〇一八年)。b 論文で下向井氏は、「佐藤全敏氏の見解の影響もあってか、一〇世紀後半画期論の提唱者である大津透氏」の見解が変化してきたことを述べています(四五頁)。確かに大津氏の見解が「変化」していることは注目すべきことですが(注20参照)、佐藤全敏氏からの

影響はないと思います。

(25) 下向井龍彦「古代・中世の転換点をどう見るか」(『歴史評論』八四一、二〇二〇年) 参照。

(26) 古代国家論が空洞化・空転しているとして、古代史研究者が石母田正とエングルス理論を検討していないと関根氏は批判しています(a 論文)。この批判も、私には全く受け入れることができません。例えば、今津勝紀「日本古代の税制と社会」(塙書房、二〇一二年)、溝口優樹「日本古代の地域と社会統合」(吉川弘文館、二〇一五年)、田中禎昭「日本古代の年齢集団と地域社会」(吉川弘文館、二〇一五年)、坂江涉「日本古代国家の農民規範と地域社会」(思文閣出版、二〇一六年)などは、国家論に限定しているわけではないですが、日本古代史の理論的研究の更新をはかろうとしていることは確かでしょう。なお、注(21) 拙著序章も、不十分ながらエンゲルス理論の批判をしています。

(27) 佐々木宗雄『日本古代国制史論』(吉川弘文館、二〇一二年)、同『日本中世国制史論』(吉川弘文館、二〇一八年)。

(28) 関根氏がb 論文で触れています。

(29) 渡辺誠「俸料官符考」(『史学雑誌』一一四―一、二〇〇五年)。

(30) 三谷芳幸「撰関期の土地支配」(大津透編『撰関期の国家と社会』山川出版社、二〇一六年)。